公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター個人情報の保護に関する規程

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター（以下「センター」という。）における個人情報の適正な取扱いに関する基本事項を定めることにより、センターの事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1)　個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別符号が含まれるものをいう。

(2)　個人識別符号

次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、「個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号第１条）」で定めるものをいう。

ア　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3)　要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4)　個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

ア　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ　前に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(5)　個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6)　保有個人データ

センターが、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第４条で定めるものを除く。

(7)　本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(8)　匿名加工情報

次に揚げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

ア　第１号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ　第２号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(9)　個人情報保護委員会

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）（以下「個人情報保護法」という。）第６章で定める行政機関をいう。

（基本理念）

第３条　個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いを図るものとする。

第２章　個人情報

（利用目的の特定）

第４条　個人情報を取扱うに当たっては、定款の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

２　利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとする。

（利用目的による制限）
第５条　個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、取扱ってはならないものとする。
２　統合その他の事由により他のセンターから事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱ってはならないものとする。
３　前２項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。
(1)　法令に基づく場合。
(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(4)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂　行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（適正な取得）
第６条　個人情報は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないものとする。
２　次に掲げる場合を除く他、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
(1)　法令に基づく場合
(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(4)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
(5)　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第５７条第１項各号に掲げる者その他平成２８年１０月５日個人情報保護委員会規則第３号（以下「個人情報保護委員会規則」という。）第６条で定める者により公開されている場合
(6)　その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（不適正な利用の禁止）
第６条の２　違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないものとする。

（取得に際しての利用目的の通知等）
第７条　個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（電子的方式等、その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
３　利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
４　前３項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。
(1)　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
(2)　利用目的を本人に通知し、又は公表することによりセンターの権利利益又は正当な利益を害するおそれがある場合。
(3)　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
(4)　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

第３章　個人データ

（正確性の確保）
第８条　個人データは、利用目的の達成に必要な範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

（廃棄等）
第９条　個人データが、不要となった場合には、第２１条第１項に規定する個人情報保護管理責任者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により、当該個人データの消去又は廃棄を行うものとする。

（安全管理措置）
第１０条　個人データは、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を次により講ずるものとする。
(1)　　個人データにアクセス（個人データに接する行為で閲覧も含む。）できる職員の取決めなどのアクセス制御及びアクセス権限の適正な管理
(2)　　個人データを取り扱う機器及び個人データが記録・記載された電子媒体・書類等の盗難又は紛失を防止するため、これらを施錠できるキャビネット・書庫等に保管する等の整備及び点検

(3)　外部からの不正アクセス（不正プログラムの侵入を含む。）の防止
(4)　メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合に、当該ファイルへのパスワードを設定し情報システムの使用に伴う漏えい等を防止
(5)　その他必要な措置

（委託に伴う措置）
第１１条　個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な措置を行うものとする。

（第三者提供の制限）
第１２条　個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。
(1)　法令に基づく場合
(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(4)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人 の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
(5)　個人情報保護法第２７条第２項が定める第三者に提供することができる措置を講ずるとき。
２　前項にかかわらず、第三者が外国（我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則第６条で定めるものを除く。）にある場合には前項第１号から第４号までの場合を除き、本人の同意なく個人データを提供してはならない。ただし、当該第三者が個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合には、本人の同意がなくても個人データを提供することができる。

（第三者提供に係る記録の作成）
第１２条の２　個人データを第三者に提供した場合には、個人情報保護法第２９条が定めるところにより、必要な記録を別表１の「個人データ提供記録簿」を作成し、保存する。
２　第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護法第３０条が定めるところにより、必要な確認を行い、別表２の「個人データ受領記録簿」を作成して保存する。

（第三者提供に係る開示請求）
第１２条の３　個人データを第三者に提供した場合、本人から第三者提供に係る確認記録の開示を求められたときは、これに応じなければならない。

第４章　保有個人データ

（保有個人データに関する事項の公表等）
第１３条　保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。
(1)　保有個人データを取扱うセンターの名称
(2)　すべての保有個人データの利用目的（第７条第４項第１号から第３号までに該当する場合を除く。）
(3)　保有個人データの利用目的の通知の求めに係る手続き及びその手数料
(4)　保有個人データの開示等の求めに係る手続き及びその手数料
(5)　保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
２　本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1)　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
(2)　第７条第４項第１号から第３号までに該当する場合
３　前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（開示）
第１４条　本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
(1)　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
(2)　センターの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
(3)　他の法令に違反することとなる場合
２　前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
３　他の法令の規定により、本人に対し第１項本文に規定する方法に相当する方法により、当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は適用しないものとする。

４　開示は、書面の交付、又は電磁的記録（デジタルデータ）等による開示の求めを行った者の同意のもとでの閲覧等による方法とするものとする。

（訂正等）

第１５条　本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

２　前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（利用停止等）

第１６条　本人から、当該本人が識別される保有個人データが目的外利用されているとき、偽りその他不正の手段により個人情報が取得されているとき又は本人の同意無く要配慮個人情報が取得されたときに該当するとして当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、その是正をするために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

２　本人から、当該本人が識別される保有個人データが違法に第三者提供されているとして当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

３　前２項に定める保有個人データの全部若しくは一部について利用停止・第三者提供停止を行った場合又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

４　当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、第２１条の２（個人情報の漏えい等が発覚した場合に講ずべき措置）に規定する事態のうち、法の規定に違反する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合であって、本人から当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に係る請求があった場合、これに応じるものとする。

（理由の説明）
第１７条　第１３条第３項、第１４条第２項、第１５条第２項又は前条第３項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（開示等の求めに応じる手続）
第１８条　第１３条第２項、第１４条第１項、第１５条第１項又は第１６条第１項若しくは第２項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）を受ける場合には、当該開示等の請求等をする者（以下「開示等請求者」という。）に対し、次の事項を記載した書面の提出を求めることができる。
(1)　開示等請求者の氏名及び住所
(2)　開示等の請求等の趣旨及び理由
(3)　開示等の請求等をする保有個人データを特定するに足りる事項
(4)　前３号に掲げるもののほか、センターが定める事項
２　開示等の請求等は、本人のほか、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人によって行うことができる。
３　第１項の場合において、センターは、開示等請求者に対して、当該開示等の請求等に係る保有個人データの本人であること（前項の規定による開示等の請求等にあっては、開示等の請求等に係る保有個人データの本人の代理人であること）を示す書類の提示、又は提出を求めることができる。
（手数料）
第１９条　本人から、第１３条第２項の規定による利用目的の通知又は第１４条第１項の規定による開示を求められたときは、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、当該事務の実施に関し、手数料を徴収することができる。

第５章　体制等

（苦情の処理）
第２０条　センターは、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、第２１条に規定する個人情報保護管理責任者等を苦情処理担当者として指名し、その処理に当るものとする。
２　前項の実施に当たり、相談窓口の設置、苦情処理の手順の定め、記録台帳の作成・保存等必要な体制の整備に努めるものとする。

（匿名加工情報の取扱義務）
第２０条の２　匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則第３４条で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。その他匿名加工情報に関する場合は個人情報保護法第

４３条から第４６条の定めるところによるものとする。

（個人情報保護管理責任者等）
第２１条　センターは、個人情報の適正な取扱いに関する事務を総括する者として、個人情報保護管理責任者を置くものとする。個人情報保護管理責任者は、事務局長とする。
２　事務局長は、職員のうちから担当者を指名し、この規程により処理することとされた個人情報の適正な取扱いに関する事務を行わせることができる。

（個人情報の漏えい等が発覚した場合に講ずべき措置）
第２１条の２　センターは個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）が発覚した場合は、個人情報保護法が定めるところにより、別表の「個人情報漏えい事案が発覚した場合の対応手続」に基づき必要な措置を講じなければならない。

（啓発・研修）
第２２条　センターは、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

（規程の改廃）
第２３条　この規程の改廃は、理事会において決定するものとする。

（委任）
第２４条　この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附　則
この規程は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 29 年 11 月 6 日から施行する。
附　則
この規程は、令和 4 年 7 月 25 日から施行する。

別表

個人情報漏えい事案が発覚した場合の対応手続

(1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。

(2) 事実関係の調査及び原因の究明
漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。

(3) 影響範囲の特定
上記 (2) で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。

(4) 再発防止策の検討及び実施
上記 (2) の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に 必要な措置を講ずる。

(5) 個人情報保護委員会への報告
次の①～④までの事態（以下、「報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない。

① 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

③ 不正アクセス等不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

④ 個人データに係る本人の数が１，０００人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

個人情報委員会へは速報と確報の二段階で報告する。次の①～⑨までに掲げる事項を、速報は当該事態を知った時から概ね３～５日以内 に、又、確報は３０日以内にいずれも原則として個人情報保護委員会の Web サイトの報告フォームに入力する方法により行う。

① 概要
② 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
③ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
④ 原因
⑤ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
⑥ 本人への対応の実施状況
⑦ 公表の実施状況
⑧ 再発防止のための措置
⑨ その他参考となる事項

(6) 本人への通知

報告事態を知ったときは、当該事態の状況に応じて速やかに、次の①から⑤までに掲げる事項を本人へ通知しなければならない。

① 概要
② 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
③ 原因
④ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
⑤ その他参考となる事項

本人への通知は「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。又、通知の様式は法令上定められていないが、本人にとって分かりやすい形で行うことが望ましい。

個人情報保護方針

当シルバー人材センターでは、定年退職者等の高齢者の就業の機会を確保し、組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として事業活動を行っております。

当シルバー人材センターでは、事業活動に当たり取得した個人情報の保護とその適正な取扱いに努めることとし、以下のとおり、個人情報保護方針を定めます。

1　個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護に関するガイドライン等の指針、その他個人情報保護に関する関係法令を遵守します。

2　個人情報の取得・利用に当たっては、その利用目的を特定することとし、特定された目的以外には利用しません。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはしません。

3　取得した個人情報は、法令に定める場合等を除き、第三者に提供することはしません。

4　要配慮個人情報は、本人の同意なく取得することも、第三者に提供することも、しません。

5　法令に定める場合等に個人情報を第三者に提供する場合には、法令等の要件に従って、必要な記録を作成し、当該記録を保存します。

6　個人情報保護の漏えい、滅失又は毀損を防止するために、個人情報を適切に管理することとし、組織的・人的・技術的な安全対策措置を講じます。

7　保有個人データについては、本人から利用停止・消去・開示等の求めを受けた際には、適切に対応します。

8　個人情報の取扱い、管理体制及び取組みに関する点検を実施し、継続的に改善・見直しを行います。

【個人情報に関する相談窓口】
公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター
個人情報事務取扱担当者　伊豆の国市シルバー人材センター事務局長
〒410－2211　伊豆の国市長岡 338 番地の 3
電話：055-948-9526　FAX：055-948-9682　E- mail：izunokuni@sjc.ne.jp

個人情報の利用目的

１　公益社団法人の正会員、特別会員、賛助会員の入会手続及び会員名簿作成のため
２　臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供するため
３　臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うため
４　高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うため
５　高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うため
６　上記のほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

特定個人情報に関する基本方針

平成 28 年 1 月 1 日

公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、「行政手続における特定の個人を識別するために番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、シルバー人材センター事業を実施するにあたり、特定個人情報の適正な取扱の確保について組織として取り組むために、以下のとおり基本方針を定めます。

なお、特定個人情報の取扱いの細部については、当センターの「特定個人情報事務取扱規程」によります。

１．事業者の名称

公益社団法人　伊豆の国市シルバー人材センター

２．関係法令・ガイドライン等の遵守

特定個人情報関係法令、ガイドライン等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

３．安全管理措置

保有する特定個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他安全管理のための措置を講じます。

４．ご質問等の窓口

特定個人情報の取扱いに関するご質問及び苦情の処理の窓口を設置し、適切に対応します。

【特定個人情報に関するご質問・苦情相談窓口】

公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター
特定個人情報事務取扱担当者　　伊豆の国市シルバー人材センター事務局長
〒410-2211
伊豆の国市長岡 338 番地の 3
電話：055-948-9526
Ｆａｘ：055-948-9682
E-mail：izunokuni@sjc.ne.jp

公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター特定個人情報事務取扱規程

第１章　総則

（目的）

第１条　公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、特定個人情報に関する基本方針に基づき、特定個人情報の事務取扱について以下のとおり定める。

（定義）

第２条　本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に特段の定めがない限り「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従う。

①　個人情報　個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

②　個人番号　番号法の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されたものをいう。

③　特定個人情報　個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

④　特定個人情報等　個人番号及び特定個人情報を合わせたものをいう。

⑤　個人情報ファイル　特定個人情報ファイルであって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

⑥　特定個人情報ファイル　個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

⑦　保有個人情報　センター等の個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する特定個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は６か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

⑧　個人番号利用事務　行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

⑨　個人番号関係事務　番号法の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

⑩　個人番号利用事務実施者　個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

⑪　個人番号関係事務実施者　個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

⑫　個人情報取扱事業者　特定個人情報ファイルを事業の用に供している者であって、特定個人情報ファイルを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去 6 か月以内のいずれの日においても 5,000 を超えない者以外の者をいう。

⑬　役職員　センターの組織内にあって直接又は間接にセンターの指揮命令を受けて業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者のみならず、センターとの間の雇用関係にない者（理事、監事、派遣職員等）を含む。

⑭　事務取扱担当者　センター内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。

⑮　管理区域　特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。

⑯　取扱区域　特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

（個人番号を取り扱う事務の範囲）

第 3 条　センターが個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

役職員に係る個人番号関係事務	給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
	雇用保険届出事務
	健康保険・厚生年金保険届出事務
役職員の配偶者に係る個人番号関係事務	国民年金の第三号被保険者の届出事務
役職員以外の個人に係る個人番号関係事務	報酬・料金等の支払調書作成事務
	不動産の使用料等の支払調書作成事務

（取り扱う特定個人情報の範囲）

第 4 条　前条においてセンターが個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は以下のとおりとする。

①　役職員又は役職員以外の個人から、番号法第 16 条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し

②　センターが税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え

③　センターが法定調書を作成するうえで役職員又は役職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等

④　その他個人番号と関連付けて保存される情報

2　前項各号に該当するか否かが定かでない場合は、第 5 条第 1 項に規定する事務取扱責任者が判断する。

第２章　安全管理措置

第１節　組織的安全管理措置・人的安全管理措置

（組織体制）

第５条　センターの事務取扱担当者は理事長が指名する。事務取扱担当者を複数指名した場合は、そのうち１名を事務取扱責任者とする。

（注：センターでは、事務局長を事務取扱責任者、総務人事担当者を事務取扱担当者とします。）

２　事務取扱担当者は、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

３　事務取扱担当者を変更する場合、理事長は新たに事務取扱担当者となる者を指名するものとする。この場合、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行わせるものとする。

（事務取扱担当者の監督）

第６条　センターは、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

（教育・研修）

第７条　センターは、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

２　事務取扱担当者は、センターが主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。

（取扱状況・運用状況の記録）

第８条　事務取扱担当者は、以下の特定個人情報等の取扱い状況を別紙様式のチェックリストに基づき確認し、記入済みのチェックリストを保存するものとする。

①　特定個人情報等の入手日
②　源泉徴収票・支払調書等の法定調書の作成日
③　源泉徴収票等の本人への交付日
④　源泉徴収票・支払調書等の法定調書の税務署等の行政機関等への提出日
⑤　特定個人情報等の廃棄日

（情報漏えい事案等への対応）

第９条　事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、理事長に直ちに報告する。

（取扱状況の確認手段）

第10条　理事長は、特定個人情報等の取扱状況について、１年に１回以上の頻度で確認を行うものとする。

第２節　物理的安全管理措置

（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）

第11条　センターは管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じる。

①　管理区域　入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。

②　取扱区域　可能な限り壁又は間仕切り等の設置をしたり、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫するものとする。

（機器及び電子媒体等の盗難等防止）

第12条　センターは管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

①　特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

②　特定個人情報ファイルを取扱う情報システム機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）

第13条　センターは特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しは、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も持出しに該当するものとする。

①　個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合

②　行政機関等への法定調書の提出等、センターが実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

2　事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

（個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄）

第14条　理事長は、事務取扱担当者又は外部委託先が特定個人情報等を削除・廃棄したことを確認するものとする。

第3節　技術的安全管理措置

（アクセス制御・アクセス者の識別と認証）

第15条　センターにおける特定個人情報へのアクセス制御及びアクセス者の識別と認証は以下のとおりとする。

①　特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定する。

②　機器の標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）

により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定する。

（外部からの不正アクセス等の防止）

第 16 条　センターは、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

①　情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法。

②　情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法。

③　導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法。

④　機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法。

⑤　ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法。

（情報漏えいの防止）

第 17 条　センターは、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するものとする。

①　通信経路における情報漏えい等の防止策　通信経路の暗号化

②　情報システムに保存される特定個人情報等の情報漏えい等の防止策　データの暗号化又はパスワードによる保護

第 3 章　特定個人情報等の取得

（特定個人情報の適正な取得）

第 18 条　センターは、特定個人情報等の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

（特定個人情報の利用目的）

第 19 条　センターが、役職員又は第三者から取得する特定個人情報の利用目的は、第３条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

（特定個人情報の利用目的の通知等）

第 20 条　センターは、特定個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）によることとし、「公表」の方法については、センターの窓口等への書面の掲示・備付け、インターネット上のホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。センターの役職員から特定個人情報を取得する場合には、所内 LAN における通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記等の方法による。

２　センターは、利用目的の変更をする場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

（個人番号の提供の要求）

第 21 条　センターは、第３条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

（個人番号の提供を求める時期）

第 22 条　センターは、第３条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。

２　前項にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるものとする。たとえば、職員等の給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等及びこれらに伴う給与所得の源泉徴収票、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の作成事務の場合は、雇用契約の締結時点で個人番号の提供を求めることも可能である。

（特定個人情報の提供の求めの制限）

第 23 条　特定個人情報の「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく、「利用」に該当し、個人番号の利用制限に従うものとする。

２　センターは、番号法第 19 条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

（特定個人情報の収集制限）

第 24 条　センターは第３条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

（本人確認）

第 25 条　センターは番号法第 16 条に定める各方法により、役職員又は第三者の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

（取得段階における安全管理措置）

第 26 条　特定個人情報の取得段階における組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置は各々第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）、第２節（物理的安全管理措置）及び第３節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第 4 章　特定個人情報の利用

（個人番号の利用制限）

第 27 条　センターは、第 19 条に掲げる利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。

2　センターは、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第 28 条　センターが個人情報ファイルを作成するのは、第３条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

（利用段階における安全管理措置）

第 29 条　特定個人情報の利用段階における組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置は各々第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）、第２節（物理的安全管理措置）及び第３節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第 5 章　特定個人情報の保管

（特定個人情報の正確性の確保）

第 30 条　事務取扱担当者は、特定個人情報を、第 19 条に掲げる利用目的の範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

（保有個人情報に関する事項の公表等）

第 31 条　センターは、個人情報保護法第 24 条第１項に基づき、特定個人情報に係る保有個人情報に関する事項を本人の知り得る状態に置くものとする。

（特定個人情報の保管制限）

第 32 条　センターは、第３条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

2　センターは、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、支払調書の再作成等の個人番号関係事務を行うために必要があると認められるため、当該書類だけでなく、支払調書を作成するシステム内においても保管することができる。

3　センターは、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写しやセンターが行政機関等に提出する法定調書の控えや当該法定調書を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する

所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができる。

（保管段階における安全管理措置）

第 33 条　特定個人情報の保管段階における組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置は各々第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）、第２節（物理的安全管理措置）及び第３節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第 6 章　特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供制限）

第 34 条　センターは、番号法第 19 条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。）に提供しないものとする。なお、本人の同意があっても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。

（提供段階における安全管理措置）

第 35 条　特定個人情報の提供段階における組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置は各々第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）、第２節（物理的安全管理措置）及び第３節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第 7 章　特定個人情報の開示、訂正等、利用停止等

（特定個人情報の開示）

第 36 条　センターは、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人情報について開示を求められた場合は、次条に規定する手続き及び方法により、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。なお、当該本人に法定調書の写しを送付する際、法定調書の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をするものとする。

２　センターは、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を不開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由（根拠とした個人情報の保護に関する法律の条文及び判断の基準となる事実を示すこととする。）を説明することとする。

①　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②　センターの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合

③　他の法令に違反することとなる場合

（保有個人情報の開示請求処理手順）

第 37 条　前条に基づき本人又はその代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。）から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人情報について開示請求を受けた場合は、次の手順で応ずることとする。

①　受付時の確認

ア　所定の様式の書面（請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係る個人情報の内容が記載されているもの）による請求であること。

イ　予め定めた手数料の負担について請求者が応諾していること。

ウ　代理人による請求の場合は、所定の委任状によるものであること。

エ　なお、郵送による本人確認資料の受領などの場合は、事務取扱責任者が適宜判断する。

②　開示の可否の決定

事務取扱担当者は、以下に定める点について、各々検討の上、開示の可否を決定する。

ア　請求された個人情報が物理的に存在するか否か。

イ　アに相当するものが、「保有個人情報」に該当するか否か。

ウ　前条第２項各号に定める不開示事由に該当するか否か。

③　不開示の場合の対応

ア　前号に基づき保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときはその旨を通知し、その理由についても説明をすることとする。

④　請求者に対する通知時期

ア　開示請求に対する回答（不開示の場合の通知も含む）は書面にて、遅滞なく郵送又はこれに代わる方法により通知する。

（保有個人情報の訂正等）

第38条　センターは当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応ずることとする。かかる訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定したときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。なお、訂正等を行わない場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

（保有個人情報の訂正等処理手順）

第 39 条　前条に基づき、開示の結果、特定個人情報に係る保有個人情報が事実でないとして、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた

場合は、次の手順にて応ずることとする。

① 当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求める。

② 事務取扱責任者は、提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行うかどうか決定する。

③ 検討した結果については、遅滞なく当該請求者に対して書面にて、郵送又はこれに代わる方法により通知する。また、訂正等の措置をとらない場合は、判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由についても説明することとする。

2 特定個人情報に係る保有個人情報の訂正等は、次に掲げる各号に従って行わなければならない。

① 事務取扱責任者は、当該保有個人情報を取り扱う事務取扱担当者を特定し、その者以外の者に訂正等の作業を行わせてはならない。

② 事務取扱担当者は、訂正等の作業を事務取扱責任者の指示に従って行い、事務取扱責任者が作業結果を確認する。

③ 事務取扱責任者は、更新事由、訂正等の申請者、訂正等の日付、事務取扱責任者、事務取扱担当者及び訂正等の内容を記録し1年間保管する。

（保有個人情報の利用停止等）

第40条 センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人情報が、個人情報保護法第16条の規定に違反して取得されているという理由、同法第17条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合又は本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

（開示等を求める手続及び手数料）

第41条 センターは、特定個人情報に関して、個人情報保護法第29条第1項の開示等の求めを受ける方法を定めた場合には、「個人情報保護方針」と一体

としてインターネットのホームページでの常時掲載を行うこと、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。

2　開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認手続とするよう留意する。

3　個人情報保護法第 30 条に従い、手数料を徴収する場合には、同様の内容の開示等手続の平均的実績の予測に基づき、合理的な手数料額を算定する等の方法により、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において手数料の額を定めなければならない。

第 8 章　特定個人情報の廃棄・削除

（特定個人情報の廃棄・削除）

第 42 条　センターは第３条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続けるものとする。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

（廃棄・削除段階における安全管理措置）

第 43 条　特定個人情報の廃棄・削除段階における組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置は各々第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）、第２節（物理的安全管理措置）及び第３節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第 9 章　特定個人情報の委託の取扱い

（委託先における安全管理措置）

第 44 条　センターは、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する場合には、センターが自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2　前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。

①　委託先の適切な選定

②　委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

③　委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

3　前項第１号の「委託先の適切な選定」としては、以下の事項について特定個人情報の保護に関してセンターが定める水準を満たしているかについて、あらかじめ確認する。

①　設備

② 技術水準
③ 従業者（事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、職員のほか、理事、監事、派遣職員等を含む。）に対する監督・教育の状況
④ 経営環境状況
⑤ 特定個人情報の安全管理の状況（「個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化」、「特定個人情報等の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」、「個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」を含むがこれらに限らない。）
⑥ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）または以下のいずれにも該当しないこと。
ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

4 第２項第２号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。
① 秘密保持義務に関する規定
② 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
③ 特定個人情報の目的外使用の禁止
④ 再委託における条件
⑤ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
⑥ 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定
⑦ 従業者に対する監督・教育に関する規定
⑧ 契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する規定
⑨ 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定
⑩ 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

5 センターは、委託先の管理をおこなうものとする。

6 センターは、委託先において特定個人情報の安全管理が適切に行われていることについて、1 年に 1 回以上の頻度で及び必要に応じてモニタリングを

するものとする。

7　センターは、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかにセンターに報告される体制になっていることを確認するものとする。

8　委託先は、センターの許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託できるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

9　センターは、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。

10　センターは、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第４項と同等の規定を盛り込ませるものとする。

第 10 章　その他

（改廃）

第 45 条　本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。